次の部分は、従前の譲許表の関連部分に代わる。

第二節　その他の産品

1	2	3		4	5	6	7	8
関税率表番号	品名	基準税率	最終税率	現行譲許を定めている文書	原交渉国	一般譲許上協定最初をのたにめ	旧交渉原国	その他の租税及び課徴金
○一〇六	その他の動物（生きているものに限る。）							
○一〇六・一二	哺乳類							
○一〇八	くじら目及び海牛目							
○二〇八・二〇	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							
○二〇八・四〇	かえるの脚	無税	無税					
	くじら目のもの及び海牛目のもの							
○二一〇	鯨のもの	三・五％	無税					
	その他のもの							
○二一〇・九二	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）	無税	無税					
○三〇二	くじら目のもの及び海牛目のもの	七％	四・二％					
○三〇二・一一	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	無税	無税					
	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	三・五％	無税					
○三〇二・一二	太平洋さけ（オンコルヒンクス・ネルカ、オンコルヒンクス・ゴルブスカ、オンコルヒンクス・ケタ、オンコルヒンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒンクス・キストカ、オンコルヒンクス・マソウ及びオンコルヒンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五％	三・五％					
○三〇二・一一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒンクス・ミキス、オンコルヒンクス・クラルキ、オンコルヒンクス・アグアボニタ、オンコルヒンクス・ギラエ、オンコルヒンクス・アパケ及びオンコルヒンクス・クリソガステル）	五％	三・五％					
○三〇二・一三	太平洋さけ（オンコルヒンクス・ネルカ、オンコルヒンクス・ゴルブスカ、オンコルヒンクス・ケタ、オンコルヒンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒンクス・キストカ、オンコルヒンクス・マソウ及びオンコルヒンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）のうち	五％	三・五％					
○三〇二・一九	その他のもの	五％	三・五％					
○三〇二・二一	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％	三・五％					
○三〇二・二二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロッスス・ヒポグロッスス及びヒポグロッスス・ステノレピス）	五％	三・五％					
○三〇二・二三	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	五％	三・五％					
○三〇二・二九	ソール（ソレア属のもの）	五％	三・五％					
	その他のもの	五％	三・五％					
○三〇三・一一	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％	三・五％					
○三〇三・一二	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五％	三・五％					
○三〇三・一三	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五％	三・五％					
○三〇三・一四	かつお	五％	三・五％					
○三〇三・一五	めばちまぐろ（トゥヌス・オベス）	五％	三・五％					
○三〇三・一六	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	五％	三・五％					
○三〇三・一九	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	五％	三・五％					
	その他のもの	五％	三・五％					
○三〇三・二一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％	三・五％					
○三〇三・二二	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス及びサルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	五％	三・五％					
○三〇三・二四	サルディノプス属以外のもの	五％	三・五％					
○三〇三・二五	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）	五％	三・五％					
○三〇三・二六	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	五％	三・五％					
○三〇三・二九	めじまぐろ	五％	三・五％					
	うなぎ（アングイルラ属のもの）	三・五％	二・五％					
○三〇四・一〇	その他のもの	五％	三・五％					
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	五％	三・五％					
○三〇四・二〇	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エングラウリス属のもの）、あじ（トラケルルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい以外のもの	五％	三・五％					
○三〇四・三〇	肝臓、卵及びしらこ	五％	三・五％					
○三〇四・四〇	にしん（クルペア属のもの）の卵	八％	五・六％					
○三〇四・五〇	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵以外のもの	五％	三・五％					
○三〇四・六〇	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	五％	三・五％					
○三〇四・七〇	太平洋さけ（オンコルヒンクス・ネルカ、オンコルヒンクス・ゴルブスカ、オンコルヒンクス・ケタ、オンコルヒンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒンクス・キストカ、オンコルヒンクス・マソウ及びオンコルヒンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）	五％	三・五％					
○三〇四・八〇	ベにざけ（オンコルヒンクス・ネルカ）	五％	三・五％					
○三〇四・九〇	その他のもの	五％	三・五％					